

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令の概要

1 改正概要

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)による派遣対象法人に「国立大学法人」を追加するための改正を行う。

2 改正の内容等

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令(平成12年政令第523号)に規定する派遣対象法人(現行:学校法人、社会福祉法人、商工会議所等)に「国立大学法人」を追加する。

- 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令(抄)
- 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。
- 一～百九 略
- 百十 国立大学法人

3 閣議決定日等

- (1) 閣議決定日: 令和2年3月24日(火)
- (2) 公布日・施行日: 令和2年3月27日(金)